

高等学校等就学支援金 (授業料)の申請・届出について

～前年度からの変更点～

平成30年7月以降の就学支援金の対象世帯については、市町村民税と都道府県民税の所得割合計額で判断することとなりましたが、対象となる世帯に変更はありません。

授業料に関する大事な手続きです。
全員提出が必要な書類があります。
以下の手順に従って、書類を記入してください。

ステップ 1 保護者等の市・県民税所得割合計額を確認しましょう。

- ・詳しい確認方法は、別紙「市・県民税所得割の確認方法」をご覧ください。
- ・**平成30年度の市・県民税所得割合計額**を確認してください。
- ・原則として、親権者2名(父母)の合計額になります。
- ・ひとり親世帯の場合は、**親権者1名の金額を合計額としてください。**
- ・生活保護を受給している方は、合計額0円としてください。

(父) _____ 円 + (母) _____ 円 = 円

ステップ 2 確認結果を「就学支援金確認票」に記入しましょう。

- ・ステップ1で確認した、市・県民税所得割の合計額 円 が、0円～506,999円 又は 507,000円以上 どちらであったか、「**就学支援金確認票**」にチェック印を付けてください。
- ・**裏面で提出書類を確認し、提出すべき書類を記入**してください。

ステップ 3 提出期限 平成30年7月13日(金)

- ・就学支援金関係の提出書類は、配付した封筒に入れてください。

ご不明な点は、横須賀高等学校事務室へお問い合わせください。
電話 046-851-0120 (平日8:30～17:00)